

自分のマイナンバーは いつわかるの？

平成27年10月に
通知されます

平成27年10月から、住民票を有する国民のみなさま一人一人に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。また、マイナンバーは中长期在留者や特別永住者などの外国人の方にも通知されます。

通知は、市区町村から、原則として住民票に登録されている住所あてにマイナンバーが記載された「通知カード」を送ることによって行われます。マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて、番号は一生変更されませんので、マイナンバーはぜひ大切にしてください。

マイナンバーは いつから誰が どのような場面で使うの？

平成28年1月から
マイナンバーを利用します

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーが必要になります。マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも、法律や自治体の条例で定められた行政手続で使用することはできません。



社会保障

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の保険料徴収
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

税

- ・税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務 など



国や地方公共団体 などで利用します

国の行政機関や地方公共団体などにおいて、マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で利用されることとなります。

このため、国民のみなさまには、年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続などで、申請書等に

災害対策

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務 など



マイナンバーの記載を求められることとなります。

また、税や社会保障の手続きにおいては、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きを行うこととされている場合もあります。このため、勤務先や証券会社、保険会社などの金融機関にもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

マイナンバーは次のような場面で使います

毎月6月の児童手当の現況届の際に町役場にマイナンバーを提示します

町役場

厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します

年金事務所

証券会社や保険会社等にマイナンバーを提示し、法定調書等に記載します

金融機関

BK

顧客の個人番号を法定調書等に記載して税務署などに提出します

勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票等に記載します

勤務先

従業員やその扶養家族の個人番号を源泉徴収票等に記載して税務署や役場に提出します

みなさまは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの告知が必要となります。

民間企業でも
マイナンバーを取扱います

民間企業は、従業員の健康保険や厚生年金の加入手続を行ったり、従業員の給料から源泉徴収して税金を納めたりしています。また、証券会社や保険会社等の金融機関でも、利金・配当金・保険金等の税務処理を行っています。平成28年1月以降は、これらの手続を行うためにマイナンバーが必要となります。そのため、企業や団体にお勤めの方や金融機関とお取引がある方は、勤務先や金融機関にご本人やご家族のマイナンバーを提示する必要があります。

また例えば、民間企業が外部の方に講演や原稿の執筆を依頼し、報酬を支払う場合、報酬から税金の源泉徴収をしなければいけません。そのため、こうした外部の方からもマイナンバーを提示してもらった必要があります。

マイナンバーは
自由に使っていないの？
個人情報の管理は大丈夫？

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続のために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供されるものです。こうした法律で定められた目的以外にむやみに他人にマイナンバーを提供することはできません。

他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人が、マイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルが他人に不当に提供したりすると、処罰の対象になります。

むやみに他人に提供することはできません

